

令和元年度
藤岡市
人・農地プラン
浄法寺地域

市町村名	藤岡市	集落／地域名	浄法寺地区
当初作成年月日	平成24年10月	分割作成年月日	平成29年 2月
更新年月日（1回目）	平成30年 3月	更新年月日（2回目）	平成31年 3月
更新年月日（3回目）	令和 2年 3月	更新年月日（4回目）	令和 年 月
更新年月日（5回目）	令和 年 月	更新年月日（6回目）	令和 年 月
更新年月日（7回目）	令和 年 月	更新年月日（8回目）	令和 年 月

1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

No.	個人コード	属性	経営体 (氏名)	経営者等の年齢	構成員数	後継者の有無	現状 [令和元年度]		計画 [令和6年度]		農地中間管理事業利用希望の有無	今後の取組内容	取組年度	今後活用が見込まれる施策等					備考
							経営内容 (作目等)	経営規模 (ha・頭羽数)	経営内容 (作目等)	経営規模 (ha・頭羽数)				農業次世代人材投資事業	金利軽減措置	経営体育成支援事業	その他国庫事業	その他県単補助事業	
1	114	1 認農・個人	D B	70 歳	2 名	×	施設野菜	0.86 ha	施設野菜	1.00 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	△	
2	162	1 認農・個人	E N	85 歳	2 名	×	肉用牛 (繁殖)	5.00 頭	肉用牛 (繁殖)	5.00 頭	×	5 低コスト化	既	×	○	△	△	○	
3	163	1 認農・個人	E O	68 歳	2 名	×	露地野菜等 (有機)	1.53 ha	露地野菜等 (有機)	2.60 ha	×	6 法人化	既	×	○	○	△	○	
4	172	7 認就	E X	48 歳	1 名	×	施設野菜	0.69 ha	施設野菜	1.00 ha	×	1 新規就農	25	○	×	○	△	○	
5	220	5 認農・農事	G R	0 歳	18 名	×	露地野菜 水稻	0.00 ha	米麦	12.00 ha	○	3 高付加価値化	既	×	○	○	○	○	
6	221	12 事業担い手	G S	71 歳	1 名	×	露地野菜 水稻	1.10 ha	米麦	1.10 ha	○	3 高付加価値化	既	×	×	×	×	×	

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化、後継者の育成など、地域農業の発展を牽引する経営体や、将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を経営体の意向も踏まえた上で記載する。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」と記載し、個人・法人の別、共同経営者・後継者の別等を記載。また、農事組合法人は「農事」、集落営農組織は「集営」、認定新規就農者は「認就」、就農後に認定農業者を目指してもらう者を「育成対象」と記載。年齢等により認定農業者の更新を行わなかったが、今後技術の承継を行うであろう者を「目標達成」と記載。
- ※ 「計画」欄は、おおむね5年後の経営内容・経営規模を記載（以下「計画」欄についても同じ）。
- ※ 「今後の取組内容」欄は、経営の維持・発展のために今後取組もうとする内容を記載。
- ※ 「取組年度」欄は、取組開始年度を記載するが、以前より既に取り組んでいる内容については「既」と記載する。

2. 1 から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている

／

担い手はいるが十分ではない

／

担い手がない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	基盤整備等の土地改良事業は行わずに、現状を中心経営体に集積していく方向を取る。 多面的機能支払交付金事業での維持管理事業は実施しているので、畦畔の管理等を実施し、地域環境の維持に努める。 農業従事者数は一定数いるが、ほとんどが自家用農作物の栽培を行っている。また、地域でポピー等の景観形成作物を作付けし、観光を含めた農地利用を実施している。 今年度地域の法人が設立された。今後は法人にて管理が行われていく見通しである。
担い手の分散錯圃を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に記載]	○	

4. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	貸付希望は多くなっているが、借受希望者は限定的。また、農地中間管理事業のような借り手の顔の見えない貸借に消極的な土地所有者も多い。 不在地主や土地持ち非農家も多く、正式な貸借までの間にどの様に管理を行っていくかも課題である。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に記載]	○	

5. 地域の標準賃料について

標準賃料については、一律に設定せず、地域の実情に応じて設定したいという意見があった。

6. 近い将来、農地の出し手となる者と農地

No.	個人 コード	農地の出し手となる 農業者	地区別	現状 [令和元年度]			貸借対象 農地面積	今後 [令和6年度]	農地中間管理機構への貸付等の有無			備考
				所有農地面積	経営農地面積	貸付済農地面積		経営農地面積		農地面積	貸付 時期	
1	7	G	鬼石	0. 60 ha	0. 60 ha	0. 00 ha	0. 10 ha	0. 50 ha	○	0. 0999 ha	随時	
2	35	A I	鬼石	0. 42 ha	0. 42 ha	0. 00 ha	0. 19 ha	0. 23 ha	○	0. 1853 ha	随時	
3	199	G R	鬼石	0. 59 ha	0. 59 ha	0. 00 ha	0. 59 ha	0. 00 ha	×	0. 5876 ha	すぐに買いたい	

7. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者も含めて）		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		今年度地域法人が設立された。新規就農者や定年後帰農者の活用が図れるよう、支援を行っていく。また、多面的機能支払交付金事業による協議会を活用し、地域での環境の維持を図っていく。 野生鳥獣による被害も多く、対応が急務となっている。 かんがい排水の整備は行なわれているが、50年以上前の土掘りのもので、老朽化が進んでいる。現状では新たな土地改良整備等は難しい状況にあるが、既存施設の管理を行い、維持を行っていく必要がある。
複合化	○	
6次産業化		
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[]		

8. 今後の地域維持のあり方

地域全域で主に小型獣による被害が多く、住宅地付近に大型獣が出没している事例もある。林野部や河川部からの侵入が多く、林地・河川敷の適切な管理が求められている。

ポピー等の景観形成作物を利用した農地を利用し観光に繋げる動きや道路等の植樹・草刈等の管理にも地域住民が積極的に参加している。この動きが維持できるように多面的機能支払交付金事業など各種施策を利用した支援を引き続き実施することで、地域環境の維持を行っていく。

※ 今後、農地を含め地域の維持をおこなうため、地域の話し合いにより判明した問題点・地域維持のあり方をまとめる。